

蟹江町議会総務民生常任委員会会議録

招集日時	令和2年9月7日（月）午前9時			
招集場所	蟹江町役場 議事堂			
出席委員	委員長	吉田正昭	副委員長	板倉浩幸
	委員	山岸美登利	委員	飯田雅広
	委員	水野智見	委員	戸谷裕治
	委員	安藤洋一		
欠席委員	なし			
会議事件 説明のため出席した者	町長	横江淳一	副町長	河瀬広幸
	総務部長	浅野幸司	総務部長兼 税務課長	鈴木孝治
	総務課長	戸谷政司	民生部長	寺西孝
	民生部長兼 健康推進課長	佐藤正浩	保険医療課長	不破生美
職務のため出席した者	議長	安藤洋一	議事務局長	小島昌己
	書記	萩野み代	主任	大竹孝平
付託事件	議案第44号 表彰について 議案第45号 蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について 議案第46号 蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について			

○委員長 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

総務民生常任委員会を開催いたしましたところ、風雨の強い中、定刻までにご参集いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染防止対策のため、発言時の対応につきましては、開催日と同様のご配慮をお願いいたします。

本日は、付託案件の審査終了後に、理事者退席後少しだけお時間をいただき、所管事務調査についての打合せを行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

定足数に達していますので、ただいまから総務民生常任委員会を開会します。

本委員会に付託されております案件は3件であります。慎重に審査をお願いしたいと思います。

審査に先立ち、町長より挨拶をお願いします。

○町長 横江淳一君

挨拶した。

○委員長 吉田正昭君

ありがとうございます。

これより議事に入りますが、質疑、答弁につきましては、努めて簡潔明瞭にされるようお願いいたします。

なお、議事整理上、発言は委員長の許可を得てからにさせていただきよう、よろしく願いいたします。

議案第44号「表彰について」を議題といたします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はありますか。

○総務部長 浅野幸司君

補足説明はございません。慎重審議のほう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長 吉田正昭君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 板倉浩幸君

ちょっと再確認したいんですけども、寄附金のことで、3件について前回課長のほうから答弁もらって、代表者制についてなんですけれども、何とも言えないからちょっとなくしたという方向で答弁もらったんですけども、じゃあ今回この3件について、蟹江町表彰条例の表彰審査委員会か、審査委員会の場では名前が出てたと思うんですけども、その辺について審査委員会のほうで何か問題というのか、何かその辺があったのでしょうか。

○総務課長 戸谷政司君

それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

まず、審査委員会のときには、基本的には団体から寄附をいただいておりますというところで、まず団体名の表記をさせていただくのが当然のお話でございます。便宜上、事務局のところで、代表者名というところで代表者の方の氏名を記載させていただいておったというところでございます。

基本的には団体に対しての表彰というところのものでございますので、今回表記を、議案のところからは表記は消させていただきましたけれども、特に審査委員会のところでは質疑はなかったもので、このままいきたいというところでございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

会社とか団体名を表彰するというところで、実質、代表者名とか会長名は確かに要らないと思うんですね。じゃあ今後また表彰式があると思うので、今回どうなるのか分からないんですけども、表彰式あった場合に、団体名だけで同じようにやってっちゃうのか、ちょっとその辺についてもお願いいたします。

○総務課長 戸谷政司君

基本的には団体名で表彰するような形になろうかと思っておりますけれども、表彰の場ですとやっぱり団体の代表の方がおみえになるというところでございますので、お名前の、もらっていたのは代表の方、代表の方がおみえになるのか、副代表の方が、会を代表した方に表彰するというような形になろうかと思っております。基本的にはあくまでも団体に対する表彰というところで整理をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

表彰式のとき、会長か副会長か分からない、代表者が来ますよね。そこで実際に会社、確かに会社に表彰を与えるのは寄附ですので分かるんですけども、本人、会長、社長等が来た場合に、名前はなくてもいいのかなと、表彰式でね。ちょっとその辺が、僕も詳しく分からないんですけども、何か大丈夫というのか、部長どうです。

○総務課長 戸谷政司君

基本的には表彰状に記載させていただくお名前につきましては、あくまでも団体というところでございます。当日おみえになった方をお呼びするときには、おみえになった方を代表としてお呼びさせていただくというような形をとらせていただくようなイメージかなというふうに認識しております。

以上でございます。

○委員長 吉田正昭君

他に。

○委員 飯田雅広君

表彰式についてお聞きしたいんですけれども、現状どうなるか分からないんですけれども、取りあえず現状どのように考えていらっしゃるのかと、あと、もし表彰式通常やるとしても、人数制限が会場あるかと思うんですけれども、そうすると多分その出席、招く人とかの数を多分絞ると思うんですけれども、そのあたりでどういうふうに考えていらっしゃるか。

○総務課長 戸谷政司君

表彰式についてのお問合せでございます。

まず、表彰式自体はやる方向で、今検討をしておるところでございます。来賓とかそのあたりにつきましては、数を減らしてというような形を今考えてございます。例年ですと、町政功労者の方とかをお呼びさせていただくんですけれども、今回は基本的には壇上の来賓の方と被表彰者の方で今やるような方向で調整をさせていただいております。

ただ、コロナの状況ですので、あくまでも現時点の検討段階のところですので、それだけご了承いただければと思います。

以上でございます。

○委員長 吉田正昭君

よろしいですか。

他にありませんか。

(なしの声あり)

他に質疑はないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第44号「表彰について」は原案のとおり決定いたしました。

議案第45号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○総務部長 浅野幸司君

補足説明はございません。慎重審議のほう、よろしく願い申し上げます。

○委員長 吉田正昭君

補足説明がないようですので、直ちに質疑に入ります。

○委員 戸谷裕治君

お尋ねしますけれども、これは愛知県の最低賃金に合わすということでやっていかれるということで、今までも最低賃金に合わせていたの、より上だったの。

○総務課長 戸谷政司君

今回、条例の改正案を出させていただいたのは、毎年最低賃金の金額が上昇しておるところでございます。今回、昨年度の9月のところで条例の制定をさせていただきまして、今年度については、ちょっと今のところ1円上がって、愛知県のこの地域の地域別最低賃金が恐らく927円ぐらいになるんじゃないと言われておりますけれども、今、蟹江町のパートタイム会計年度任用職員の一番低い給与が時間単価で931円でございますので、今回につきましては下回ることはないんですけれども、下回った場合、これが違法という形になりますので、そこを最低限、最低賃金をお支払いできるというような形に改正させていただくものです。

以前につきましても、最低賃金以下の場合、最低賃金を上回るような形で給与を改定させていただいてお支払いしておったというようなところでございます。

以上でございます。

○委員 戸谷裕治君

ありがとうございます。今お聞きしてちょっと安心したんですけども、最低賃金の分野でずっと引かれると、募集するにしても難しくなってくるわね。やっぱり幅がないとね。少しは、最低賃金というのは全業種を含めてのことだから、役場としてはどれぐらいの金額で雇うんだというのは考えていただいたのでいいと思います。ありがとうございます。

○委員 板倉浩幸君

今、戸谷委員のに関連しているんですけども、今回、最低賃金を下回るパート職員はいないよということでやっていくんですけども、今後最低賃金、今、毎年のように若干ずつ上がってきている中で、答弁でもあって、報酬基準額が令和2年、今年の4月から適用されてますが、新しい基準額が。それ自体をなぶるんじゃなくて、あくまでも最低賃金以下となった場合には、その分報酬を払いますよということでやっていくということよろしいんですか。

○総務課長 戸谷政司君

職員の給与とかに関しましては、条例で定めてある関係上、その都度その都度最低賃金の部分を給料表を改正するというのがなかなか難しいような状況でございます。

当然、人事院勧告等で給与の改定等はございますので、その時点では、職員と同様に会計年度任用職員のところも見直しをさせていただくようなところで考えておりますけれども、現状といたしまして、最低賃金が例えばこれ10円上がってきた場合、恐らく最低賃金を下回るというようなところは回避しないといけないというところはございますので、最低限この最低賃金を支払えるようにということで、今回整理をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○委員 板倉浩幸君

ありがとうございました。毎回毎回最低賃金、1年に一遍じゃなくて、今回半年ぐらいでまた上がった条件で、基準額をその都度なぶるんじゃなくて、ちょっと1年に1回なぶるか分からないんですけども、それで適用して、改正で適用したいなということで考えればよろしいですね、はい。

○委員長 吉田正昭君

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第45号「蟹江町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は原案のとおり決することにいたしました。

議案第46号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

提案説明は済んでおりますが、補足説明はございますか。

○民生部長 寺西 孝君

ご請求をいただきました議案第46号補足資料につきましては、配信並びに配付をさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

○委員長 吉田正昭君

それでは、直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員 戸谷裕治君

ちょっとお尋ねいたします。ここに所得、年収というかな、1,000万円以下であるというようなことが決まっておりますよね。こういうのは、所得というのは前年からくるものでさ、ほとんど。今年、例えば1,500万円、前年やっても、商売屋とかみんなで見えていますと、これががたっと減る場合があるじゃない。コロナというのが影響してるもので、だから2、3店舗やってた人がそういう具合に減っちゃったとかさ、いろんなことがあるもので、これ前年でいくんよね、基準というのは。そこら辺の配慮はどうなっていくんやろ。今年のあれで。

○保険医療課長 不破生美君

おはようございます。保険医療課の不破でございます。よろしく申し上げます。

今ご質問がございましたとおり、こちらの具体的な要件等、補足資料の真ん中あたりに書かれているところの（２）番、前年の所得の合計額が1,000万円以下であることというところのことで、戸谷委員のほうからご質問いただいていると思いますけれども、こちらの具体的な要件につきましては、今回のこのコロナウイルス感染症による保険税の減免につきましては、国の財政支援を受けて実施する形になります。それで、そうしますと、国のほうが規定をしておりますので、そちらに沿った形で実施をしていく形になります。

そうしますと、こちらの要件3つを満たすことというのが国のほうの要件でございますので、（２）番の前年の所得というところは1,000万円以下で、戸谷委員の言われるように、じゃあ今年はどうなんだということなんですけれども、ちょっと今年、例えば1,000万円切るような方であっても、前年所得のほうは1,000万円を超えるような方になりますと、今回はちょっと対象にはなっていないよという形になります。

以上でございます。

○委員 戸谷裕治君

払うその年が一番きついんですね、本当は。対象は前年でもね、何でもそうだけれども。

それと、もうちょっと聞きたいのは、その下のフローチャートの中に、Aで事業所得、不動産所得、給与所得、山林所得とか分かれてるじゃないですか。これで400万円を超えとか、これはそれぞれの所得を合算して1,000万円以上になってたんだけれども、この2つがなくなりましたということで、とか、そういう何かはいけるわけ、ずっと。1,000万円ちょうどで、999万円とすると、所得が。

○保険医療課長 不破生美君

今ご指摘がございましたように、まず前年所得が1,000万円、999万円とかということであれば、まずそこはクリアなんですけれども、続きまして2ページ目に事業収入、不動産収入、給与収入、山林収入という4つの収入もしくは所得があるんですけれども、そちらのものが規定のとおり、こちらが10分の3以上、まず減少することというところが（１）番になるんですね。その収入減少が見込まれる、例えば今回①番の事業収入が10分の3以上減りました、だけれども、ほかにまだ例えばありますよ、ほかの収入がありますよという方につきましては、そのほかの所得が400万円以下であることというところがこの（３）番に引っかかってきますので、そちら全部（１）（２）（３）番をクリアしたときに減免となってまいります。

○委員 戸谷裕治君

ありがとうございます。

○委員長 吉田正昭君

いいですか。他にありますか。

○委員 板倉浩幸君

今回、納付期限前の7日前までに減免申請してくださいよという条例だったんですよね、今までは。それを今回、一部改正において、特別な災害、そのほか特別な事情がある方が、町長が認めた日にちまでで申請できるということで、7日は限らないということでいくことで、令和2年の2月1日から適用するってことになってるんですけども、これというのは、今回の減免規定について、この令和2年度、令和2年の2月1日からだと思うんですけども、じゃあ実際にその間、国保税、納付期限が来ますよね。納付期限、何とか苦しくても納めていた人っていう人の場合にどうなっていくのか、ちょっとその辺についてお願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

例えば前年度分、令和元年度分も対象となってまいりますので、もう既に納めていただいている方もあるかと思うんですけども、そちらにつきましては、もし減額ということになれば、還付のほうをさせていただきますので、一緒に、申請書類を頂く際に還付先のほうをお聞きしまして、それで速やかに決定した際には還付という形をとらせていただきます。

○委員 板倉浩幸君

納めてくれた方には申請で、減免申請して、減免申請が可能になったら還付するというところでよろしいですね。

じゃあ実際に、今まで、今回規定を整備するのに必要ってあるんですけども、じゃあ今までこういうことというのはなかったのか。今後災害等もやっぱり想定して改正していくということなんだと思うんですけども、そのほかの特別な事情でというのが今までなかったのか、ちょっとその辺がどうなのかなということですけども。

○保険医療課長 不破生美君

今まで、やはり幸いなことに、災害などあったときにも、こういった減免の申請のほうはなかったものですから、適用したことがないんですね。町長が特別に定めることというところもあったんですけども、それを適用することなく今までできておりますので、今後、もしいろいろな大きな災害等があったときには、こちらのものを使って、今回のコロナウイルスだけじゃなくて、適用ができるように整備をさせていただきました。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

今回コロナウイルスの関係で特別な事情ということで、今後のために規定するという事なんですよ。そうなってくると、じゃあ実際に今後災害、今回の減免申請については、財政支援的には国が、さっき答弁のように国が100%面倒見るよということでなって、じゃあ災害等の場合、国が支援しない、そこまでの支援、国が支援しなくて町独自でそれをやった場合に、今後その辺も考えていくのか、ちょっとどうですか。

○保険医療課長 不破生美君

今後もし、大きな災害なんかですと、国のほうの支援が必ず入ってまいりますので、あるんですけれども、その地域地域に応じた災害などに関しまして、もし国の支援が受けられなかったような場合には、その際はこちらのほうで適宜検討させていただくという形で、現状のほうで、現状今できる形に規定を、条例のほうを改正させていただきますので、今後はその状況に合わせて考えていきたいと思っております。

以上です。

○委員 板倉浩幸君

そういうことで、災害等で国が指定すれば、今回のようなコロナウイルスの財政支援あると思う、なかなか一部の地域で集中豪雨とかで災害等ができて、今まで何でなかったのかなと若干思うところもあるんですけれども。

じゃあ今回のこのコロナウイルスの収入減少によつての減免なんですけれども、7月に本算定が出て、1年間の納付書が送られてきましたよね。その中に、確かにそういう、ちょうど送られたときの案内の中に、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免についてというお知らせが入ってたんですけれども、それとまた、ホームページにも詳しく出てるんですけれども、なかなか対象者ってすごいいると思うんですよ、今回。

1,000万円以下という限定はあるんですけれども、アルバイト等の国保の加入者とかで影響が本当に大きい状況の下で、周知のほうを少し聞きたいんですけれども、今のところ、今申し上げたように、納付書が来たときに入っていたこの紙と、あとホームページ等でお知らせしていますよと。

ちょっとまだまだ周知が足りないのかなと思うんですけれども、広報にもそんな詳しくついてなかったと思うし、その辺、今後申請が一応3月31日まで適用されるということで、そこまで申請ができると思うんですよ。今後の周知の仕方、知らなかったよというところやっぱりかわいそうですし、せっかく減免の対象になるのに申請しないと、やっぱりこれ申請しないと多分受けられないと思うし、その辺周知を今後どうしていくのか、あったらお願いいたします。

○保険医療課長 不破生美君

周知のほうですけれども、今回こちらの議会のほうでご承認いただく予定でおりますので、10月号の広報に詳しく、今回本算定のときに送ったようなものではなくて、もう少し詳しく書いたものを10月号のほうに掲載はさせていただくように、今準備を進めておりますので、10月号でもう一度皆様、国保じゃない方につきましてもお目が届くように、皆様のほうへ、広報のほうをやらさせていただきます。

また、ホームページのほうも載せさせていただいておりますので、実際そちらを見て、何のお問合せとかもなく、前触れもなく、そちらから申請書もダウンロードができますので、そちらを見て申請書を送っていただいた方も3、4件ございますので、ホームページの効果

もあるかなと思っておりますので、今後また広報の10月号のほうで確認していただければと思います。

以上です。

○委員 戸谷裕治君

今、税のほうで延納というのが来ていると思うんですよ。これリンクしていくと思うんだけれども、延納という方が入ってきていると、延納されている間にこういうことが分かってくる、こういう保険の減免もできるんだなあとか、そういうことが分かってくる人もいると思うんですよ。結構、延納ってどれぐらいあるのかなと思って、今、税の。

○総務部次長兼税務課長 鈴木孝治君

今、徴収猶予のことだと思います。コロナの特例の徴収猶予なんですけど、8月末現在で35件の申請をいただいております。

それで、今現在、許可した金額なんですけど、8月末現在で約890万円の徴収猶予の許可をしております。

以上でございます。

○委員 戸谷裕治君

リンクしてくる人もいると思うので、後から少し考えて、こういうのがあるんだというのは、どんどん対処していかないかということですね。タイムラグはあるけれども、ずっと。まだまだ増える可能性があるということですね、そういうことになると。返納もまだこれから増えるかもしれませんね。

以上です。

○委員 飯田雅広君

6月議会を経て、傷病手当金がもらえるようになったと思うんですけど、傷病手当金、もしもらえる方がいた場合、今回のこの減免というのはどういうふうになっていくのか教えてください。

○保険医療課長 不破生美君

傷病手当のほうと関連するところが、この今、補足資料の①番の「新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯の方」というところと同じ対象者となってくる形になるかと思うんですけど、そちらは別に傷病手当は傷病手当で受けていただいて、保険税のほうは全額減免のほうをさせていただきますので、そのようにやらさせていただきます。

以上です。

○委員 飯田雅広君

分かりました。ちょっと関係ないかもしれないんですけど、その傷病手当金なんですけれども、課長にはお願いはして対応していただいているんですけど、広報にも載って

なくて、ホームページにも載っていないということで、せっかく、対象者は少ないかもしれないんですけども、一応制度としてあるものですから、その辺大丈夫なんですかということをお聞きして、それでホームページには載せていただいています。今回この減免のことも間違いなく広報には載ると思いますので、一緒に、傷病手当をもらえるそういう制度ができたよというところも併せて載せてほしいなというのを併せて要望しておきます。

○委員 板倉浩幸君

最後に、今回減免申請する場合に、国保税の滞納している人って減免申請できるのか、その辺ってどうでしょうか。

○保険医療課長 不破生美君

対象要件を満たす方であれば、対象者にはなっておりません。なので、免税額自体は減額になってまいりますので、そこをどのように納めていただくかというのは、今後それは別でお話をさせていただく形にはなるんですけども、滞納者だからといって対象にならないよということではございませんので、お願いします。

○委員 板倉浩幸君

ちょっと安心したんですけども、国保の加入者で、商売苦しくてちょっと滞納しているよという方が、何年かね、過年度分も含めて、本年度分が減免されれば、その分、前年度分が納めてくれる場合もあるだろうから、その辺を、せっかくこれは今回国が財政支援してくれますので、ぜひともちょっとその辺も加味しながらやって対応していただけるといいのかなと思います。

○委員長 吉田正昭君

他にありませんか。

(なしの声あり)

他にないので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

先に原案に反対者の発言を許します。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結して、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第46号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。

以上で、本委員会へ付託されました案件は全て終了しました。

なお、委員長報告の作成については、私にご一任をお願いいたします。

これで総務民生常任委員会の審査を終わります。

ありがとうございました。

(午前9時33分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

蟹江町議会総務民生常任委員長 吉田正昭